

令和 7 年瀬戸市議会 3 月定例会提出予定議案等の概要

1 条例及び単行議案関係

第 2 号議案	瀬戸市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止について
担当課・係名	危機管理課 危機管理係
1 条例廃止の理由	新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが、令和 5 年 5 月 8 日から季節性インフルエンザと同等の 5 類感染症に移行され、基本的な感染対策は、個人や事業者の主体的な選択を尊重し各自の判断に委ねられることとなった。 当該感染症の対策事業の資金として活用されてきた瀬戸市新型コロナウイルス感染症対策基金の運用に係る瀬戸市ふるさと応援寄附金の受け入れを終了したことに伴い、当該基金を廃止するため。
2 条例廃止の概要	(1) 主な内容 瀬戸市新型コロナウイルス感染症対策基金の役割が終了したことにより、本条例を廃止するもの。 (2) 施行期日等 公布の日
3 条例廃止に係る根拠法令	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条
4 条例廃止に伴う影響、効果等	新型コロナウイルス感染症が流行する可能性は今後もあるが、国の基本的対処方針等も廃止され、市が基金を設置して対策を実施する状況ではなく、基金を廃止しても影響はない。

第 3 号議案	瀬戸市西部コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について
担当課・係名	まちづくり協働課 協働第 2 係
1 条例廃止の理由	地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与するために設置された瀬戸市西部コミュニティセンターを廃止するため。
2 条例廃止の概要	(1) 主な内容 令和 7 年 3 月 3 1 日をもって瀬戸市西部コミュニティセンターを閉鎖するため、本条例を廃止するもの (2) 施行期日等 令和 7 年 4 月 1 日
3 条例廃止に係る根拠法令	地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2
4 条例廃止に伴う影響、効果等	施設を閉鎖することにより、他の公共施設への機能集約を図ることができる。

第 4 号議案	市有財産（土地及び建物）の無償貸付について
担当課・係名	まちづくり協働課 協働第 2 係
1 議案提出の理由	地域活動の拠点として、旧今村保育園の土地及び建物を長根連区地域力向上委員会に無償で貸し付けるに当たり、議会の議決を求めるため。
2 議案の概要	(1) 土地 ア 所在地 瀬戸市市場町 50 番 イ 合計面積 2, 209. 51 平方メートル (2) 建物 ア 所在地 瀬戸市市場町 50 番地 イ 構造 鉄筋コンクリート造平屋建て（一部 2 階建て） ウ 延べ床面積 561. 01 平方メートル (3) 貸付の相手方 瀬戸市市場町 50 番地 長根連区地域力向上委員会 (4) 貸付期間 土地・建物 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
3 議案提出に係る根拠法令	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号
4 議案提出に伴う影響、効果等	旧今村保育園を地域活動の拠点として活用することで、地域力の向上を図るための取組みを支援することができる。

第 5 号議案	瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例の一部改正について
担当課・係名	行政課 事務管理係
1 条例改正の理由	個人番号カードの普及により、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から住民票等の証明書が取得できるようになり、また、市税を始め使用料等の収納もコンビニエンスストアでの収納等ができることにより、証明書の交付及び使用料等の収納を主な業務とする 2 つの市民サービスセンターを廃止するに当たり、条例中所要の事項を改正するため。
2 条例改正の概要	(1) 主な内容 令和 7 年 9 月 3 0 日をもってパルティセと市民サービスセンター及び菱野団地市民サービスセンターを廃止する。 (2) 施行期日等 令和 7 年 1 0 月 1 日
3 条例改正に係る根拠法令	地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 5 条
4 条例改正に伴う影響、効果等	市民サービスセンターに係る費用が削減され、他の市民サービスを充実させることができる。

第 6 号議案	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について				
担当課・係名	人事課 人事給与係				
1 条例改正の理由					
地方公務員法における「情勢適応の原則」及び「均衡の原則」に基づき、令和 6 年 8 月 8 日付けの人事院勧告の内容を考慮し、特定任期付職員の給与について、顕著な業績を挙げたときに支給される特定任期付職員業績手当を廃止することに伴い、勤勉手当を支給し、及び期末手当の支給割合を改定する等に当たり、条例中所需の事項を改正するため。					
2 条例改正の概要					
(1) 主な内容					
ア 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当を次の表に掲げるとおりとする。					
		6 月		1 2 月	
改正前	令和 6 年度	期末手当	<u>1.70月</u>	期末手当	<u>1.75月</u>
改正後	令和 7 年度以降	期末手当	0.95月	期末手当	0.95月
		勤勉手当	0.875月	勤勉手当	0.875月
		合 計	<u>1.825月</u>	合 計	<u>1.825月</u>
イ 特定任期付職員を管理職手当の支給対象とし、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当を適用除外とする。					
(2) 施行期日等					
令和 7 年 4 月 1 日					
3 条例改正に係る根拠法令					
地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項					
4 条例改正に伴う影響、効果等					
特定任期付職員業績手当を廃止し、期末手当と人事考課の結果等に応じて支給される勤勉手当から成る構成に改めることで、勤務成績を適時に給与へ反映できるようになる。					

第 7 号議案	瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瀬戸市職員の育児休業に関する条例の一部改正について
担当課・係名	人事課 人事給与係
1 条例改正の理由	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正されることに伴い、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするための措置を講じるに当たり、条例中所需の事項を改正するため。
2 条例改正の概要	(1) 主な内容 ア 瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について (7) 超過勤務の免除の対象となる子の範囲を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大する。 (4) 職員に対し、仕事と介護の両立支援制度について早期に情報提供をし、研修を行う等、勤務環境の整備を行う。 イ 瀬戸市職員の育児休業に関する条例の一部改正について 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、条例中に引用している条項について「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。 (2) 施行期日等 その他所需の事項を改正し、施行期日を令和7年4月1日又は公布の日とし、所需の経過措置を設ける。
3 条例改正に係る根拠法令	(1) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号） (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項
4 条例改正に伴う影響、効果等	子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充するとともに、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講じることができる。また、部分休業の承認についても、適正に行うことができる。

第 8 号議案	瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について		
担当課・係名	人事課 人事給与係		
1 条例改正の理由			
令和 6 年 8 月 8 日付けの人事院勧告の内容を考慮し、瀬戸市議会の議員の期末手当の支給割合を改定し、及び令和 6 年度瀬戸市特別職報酬等審議会において、当該人事院勧告等に基づき審議された答申を尊重し、瀬戸市議会の議員の報酬月額を改定するに当たり、条例中所要の事項を改正するため。			
2 条例改正の概要			
(1) 主な内容			
ア 期末手当の支給割合を次の表に掲げるとおりとする。			
		6 月	1 2 月
改正前	令和 6 年度	1.70 月	1.75 月
改正後	令和 7 年度以降	<u>1.725 月</u>	<u>1.725 月</u>
※ (1.70 月+1.75 月) /2=1.725 月			
イ 報酬月額を次のとおりそれぞれ 1, 000 円ずつ引き上げる。			
職 名		報酬月額	
		改正後	改正前
議長		5 5 1, 0 0 0 円	5 5 0, 0 0 0 円
副議長		4 8 3, 0 0 0 円	4 8 2, 0 0 0 円
常任委員会（予算決算委員会を除く。以下同じ。）及び議会運営委員会の委員長		4 6 3, 0 0 0 円	4 6 2, 0 0 0 円
常任委員会及び議会運営委員会の副委員長		4 5 8, 0 0 0 円	4 5 7, 0 0 0 円
議員（上記に該当する議員を除く。）		4 5 3, 0 0 0 円	4 5 2, 0 0 0 円
(2) 施行期日等			
令和 7 年 4 月 1 日			
3 条例改正に係る根拠法令			
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 3 条第 4 項			
4 条例改正に伴う影響、効果等			
議長を始め瀬戸市議会の議員の年収が 1 7, 0 0 2 円増額となる。			

第 9 号議案	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について		
担当課・係名	人事課 人事給与係		
1 条例改正の理由			
令和 6 年 8 月 8 日付けの人事院勧告の内容を考慮し、特別職の職員の期末手当の支給割合を改定し、及び令和 6 年度瀬戸市特別職報酬等審議会において、当該人事院勧告等に基づき審議された答申を尊重し、特別職の職員の給料月額を改定するに当たり、条例中必要の事項を改正するため。			
2 条例改正の概要			
(1) 主な内容			
ア 期末手当の支給割合を次の表に掲げるとおりとする。			
		6 月	1 2 月
改正前	令和 6 年度	1.70月	1.75月
改正後	令和 7 年度以降	<u>1.725月</u>	<u>1.725月</u>
※（1.70 月+1.75 月）/2=1.725 月			
イ 給料月額を次のとおりそれぞれ 2，000 円ずつ引き上げる。			
職名	給料月額		
	改正後	改正前	
市長	993，000 円	991，000 円	
副市長	816，000 円	814，000 円	
教育長	726，000 円	724，000 円	
(2) 施行期日等			
令和 7 年 4 月 1 日			
3 条例改正に係る根拠法令			
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項			
4 条例改正に伴う影響、効果等			
市長、副市長及び教育長の年収が 35，840 円増額となる。			

第 10 号議案	瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正について																								
担当課・係名	人事課 人事給与係																								
1 条例改正の理由																									
地方公務員法における「情勢適応の原則」及び「均衡の原則」に基づき、令和6年8月8日付けの人事院勧告の内容を考慮し、瀬戸市職員の給与を改定するに当たり、条例中所要の事項を改正するため。																									
2 条例改正の概要																									
(1) 主な内容																									
ア 一般職の職員の期末手当の支給割合を次の表に掲げるとおりとする。																									
<table><tr><td colspan="3"></td><td>6 月</td><td>12 月</td></tr><tr><td rowspan="2">改正前</td><td rowspan="2">令和6年度</td><td>職員</td><td>1.225月</td><td>1.275月</td></tr><tr><td>定年前再任用 短時間勤務職員</td><td>0.6875月</td><td>0.7125月</td></tr><tr><td rowspan="2">改正後</td><td rowspan="2">令和7年度以降</td><td>職員</td><td><u>1.25月</u></td><td><u>1.25月</u></td></tr><tr><td>定年前再任用 短時間勤務職員</td><td><u>0.70月</u></td><td><u>0.70月</u></td></tr></table>								6 月	12 月	改正前	令和6年度	職員	1.225月	1.275月	定年前再任用 短時間勤務職員	0.6875月	0.7125月	改正後	令和7年度以降	職員	<u>1.25月</u>	<u>1.25月</u>	定年前再任用 短時間勤務職員	<u>0.70月</u>	<u>0.70月</u>
			6 月	12 月																					
改正前	令和6年度	職員	1.225月	1.275月																					
		定年前再任用 短時間勤務職員	0.6875月	0.7125月																					
改正後	令和7年度以降	職員	<u>1.25月</u>	<u>1.25月</u>																					
		定年前再任用 短時間勤務職員	<u>0.70月</u>	<u>0.70月</u>																					
※ (1.225 月+1.275 月) /2=1.25 月 (0.6875 月+0.7125 月) /2=0.70 月																									
イ 一般職の職員の勤勉手当の支給割合を次の表に掲げるとおりとする。																									
<table><tr><td colspan="3"></td><td>6 月</td><td>12 月</td></tr><tr><td rowspan="2">改正前</td><td rowspan="2">令和6年度</td><td>職員</td><td>1.025月</td><td>1.075月</td></tr><tr><td>定年前再任用 短時間勤務職員</td><td>0.4875月</td><td>0.5125月</td></tr><tr><td rowspan="2">改正後</td><td rowspan="2">令和7年度以降</td><td>職員</td><td><u>1.05月</u></td><td><u>1.05月</u></td></tr><tr><td>定年前再任用 短時間勤務職員</td><td><u>0.50月</u></td><td><u>0.50月</u></td></tr></table>								6 月	12 月	改正前	令和6年度	職員	1.025月	1.075月	定年前再任用 短時間勤務職員	0.4875月	0.5125月	改正後	令和7年度以降	職員	<u>1.05月</u>	<u>1.05月</u>	定年前再任用 短時間勤務職員	<u>0.50月</u>	<u>0.50月</u>
			6 月	12 月																					
改正前	令和6年度	職員	1.025月	1.075月																					
		定年前再任用 短時間勤務職員	0.4875月	0.5125月																					
改正後	令和7年度以降	職員	<u>1.05月</u>	<u>1.05月</u>																					
		定年前再任用 短時間勤務職員	<u>0.50月</u>	<u>0.50月</u>																					
※ (1.025 月+1.075 月) /2=1.05 月 (0.4875 月+0.5125 月) /2=0.50 月																									

ウ 一般職員の給料月額表について

職員の給料表の主任級以上の給料月額の最低水準を引き上げる。

エ 地域手当について、支給地域の単位の広域化に伴い、2年間で6%から8%に段階的に引き上げる。

現 行	令和7年度	令和8年度
6 %	7 %	8 %

オ 扶養手当について、2年間で配偶者に係る手当を段階的に廃止し、子に係る手当を段階的に増額する。

扶養親族	現 行	令和7年度	令和8年度
配偶者	6,500 円	3,000 円	廃止
子（1人当たり）	10,000 円	11,500 円	13,000 円

(2) 施行期日等

その他所要の事項を改正し、施行期日を令和7年4月1日及び令和8年4月1日とする。

3 条例改正に係る根拠法令

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項

4 条例改正に伴う影響、効果等

地域手当及び扶養手当等の諸手当にわたり包括的に改めるとともに、給料月額の最低水準等を引き上げることで、現下の人事管理上の重点課題に対し、時代の要請に即した給与制度に転換することができる。

第 1 1 号 議案	瀬戸市旅費条例の一部改正について
担当課・係名	人事課 人事給与係
1 条例改正の理由	国家公務員等の旅費に関する法律が一部改正されることに伴い、外国旅行の旅費に関して、条例中所要の事項を改正するため。
2 条例改正の概要	(1) 主な内容 国家公務員等の旅費に関する法律の規定が大幅に削られ、旅費の種類や内容が同法施行令で定められることを受け、条例第 20 条（外国旅行の旅費）中で引用している当該法律から削られる第 3 章（外国旅行の旅費）を削除するもの (2) 施行期日等 その他所要の事項を改正し、施行期日を令和 7 年 4 月 1 日とし、所要の経過措置を設ける。
3 条例改正に係る根拠法令	(1) 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 22 号） (2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項 (3) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項
4 条例改正に伴う影響、効果等	経済社会情勢の変化に対応するため改正される法律に合わせることで、外国旅行の旅費が見直され、適正な支出を図ることができる。

第 1 2 号 議 案	瀬戸市消防団員退職報償金条例の一部改正について
担 当 課 ・ 係 名	総務課 庶務係
1 条例改正の理由	5 年以上勤務して退職した消防団員に、その者の階級及び勤務年数に応じて退職報償金が支給されている。当該消防団員の処遇改善を図るため当該報償金の勤務年数区分を追加するに当たり、条例中 所要の事項を改正するため。
2 条例改正の概要	(1) 主な内容 退職報償金に係る勤務年数区分について、「30 年以上」を 「30 年以上 35 年未満」に改め、その区分の各階級にそれぞれ 10 万円を加算した「35 年以上」の区分を新たに追加するもの (2) 施行期日等 施行期日を令和 7 年 4 月 1 日とし、所要の経過措置を設ける。
3 条例改正に係る根拠法令	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 346 号）
4 条例改正に伴う影響、効果等	永年にわたり本市の防災活動に従事して退職する消防団員に対 し、その功労に報いることができる。

第 1 3 号 議 案	瀬戸尾張旭消防通信指令事務協議会の廃止について
担当課・係名	総務課 庶務係
1 議案提出の理由	瀬戸尾張旭消防通信指令事務協議会規約に基づき、瀬戸市及び尾張旭市により共同で管理、執行していた消防指令に関する事務を名古屋市へ委託することに伴い、瀬戸尾張旭消防通信指令事務協議会を廃止するに当たり、議会の議決を求めるため。
2 議案の概要	令和 7 年 3 月 3 1 日をもって瀬戸尾張旭消防通信指令事務協議会を廃止する。
3 議案提出に係る根拠法令	地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 の 2、第 2 5 2 条の 6
4 議案提出に伴う影響、効果等	令和 7 年 4 月 1 日から名古屋市に消防通信指令に関する事務を委託するため、廃止の影響はない。

第 1 4 号 議 案	瀬戸市と名古屋市との間の消防通信指令に関する事務の委託に関する規約の締結について
担当課・係名	総務課 庶務係
1 議案提出の理由	新たな消防の連携・協力体制を構築し、消防力の強化を目的とし、消防通信指令に関する事務を名古屋市に委託するに当たり、議会の議決を求めるため。
2 議案の概要	(1) 主な内容 名古屋市に消防通信指令に関する事務を委託するに当たり、次のとおり規約を定めるもの ア 委託する事務の範囲を、災害に係る通報等の受理、出動命令、消防通信の統制、情報の収集及び伝達等とすること。 イ 委託する事務の管理及び執行については、名古屋市の条例、規則その他の規程の定めによるものとする。 ウ 委託事務の管理及び執行について、連絡調整を図るため、定期的に会議を開くこと。 エ 委託する事務の管理及び執行に関し必要な事項は、名古屋市及び瀬戸市が協議して決めること。 (2) 施行期日等 その他所要の事項を規定し、施行期日を令和 7 年 4 月 1 日とする。
3 議案提出に係る根拠法令	地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 の 2、第 2 5 2 条の 1 4
4 議案提出に伴う影響、効果等	名古屋市を含む 8 消防本部（局）で通信指令センターの共同運用を開始することにより、車両等の効率的な運用、通報の処理能力の向上等が見込まれ、第 6 次瀬戸市総合計画の都市像 3「地域に住まう市民が自立し支え合い、笑顔あふれるまち」に関する政策「地域の生活環境の向上と安全・安心な地域づくり」の実現を図ることができる。

第 1 5 号 議 案	瀬戸市自然児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
担当課・係名	こども未来課 こども未来係
1 条例改正の理由	瀬戸市自然児童遊園（ねむの森）のキャンプ施設の使用期間は、夏期に限定されている。キャンプは、季節ごとに違った視点（春は新緑、夏は水遊び、秋は紅葉等）で楽しむことができるため、1年を通してキャンプを楽しむ人が増えている。 また、近年は夏期に猛暑となることが多く、熱中症への警戒等により、屋外活動を控える傾向があり、夏期以外の使用のニーズがあるため、1年を通して当該キャンプ施設の使用ができるように使用期間を見直すに当たり、条例中所要の事項を改正するため。
2 条例改正の概要	(1) 主な内容 キャンプ施設の使用について、7月1日から9月30日までとされていた使用期間を廃止し、1年を通して使用できるように改め、宿泊を伴わない使用及び宿泊を伴う使用の使用時間をそれぞれ定めるもの (2) 施行期日等 その他所要の事項を改正し、施行期日を令和7年4月1日とする。
3 条例改正に係る根拠法令	(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項 (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条
4 条例改正に伴う影響、効果等	キャンプ施設の使用期間を見直すことにより、児童に、自然環境の中で、自ら又は団体を通じて自然の探求、体力づくり等を行う場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともにその健全な成長を図るという瀬戸市自然児童遊園の設置目的を推進することができる。

第 1 6 号議案	瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部改正について
担当課・係名	保育課 保育係
1	条例改正の理由 利用乳幼児に食事を提供する場合は、家庭的保育事業所等内で調理しなければならないが、特例として当該事業所等、その他の施設等の栄養士により献立等の指導が受けられる体制にあるときは搬入によることもできることとされている。管理栄養士の養成施設卒業者は、管理栄養士の資格を取得する前に栄養士免許の取得が必要であったため、管理栄養士は必ず栄養士免許を取得していたが、申請手続等の負担を軽減するため栄養士法が改正され、管理栄養士の受験資格として栄養士免許の取得が不要になったことに伴い、条例中 所要の事項を改正するため。
2	条例改正の概要 (1) 主な内容 食事の提供の特例として献立等の指導を行う者について、栄養士のほか管理栄養士を追加する。 (2) 施行期日等 令和 7 年 4 月 1 日
3	条例改正に係る根拠法令 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号） 栄養士法（昭和 2 2 年法律第 2 4 5 号）
4	条例改正に伴う影響、効果等 家庭的保育事業所等、その他の施設等に栄養士の免許を持っていない管理栄養士を配置することができる。

第 17 号議案	市有財産（土地及び建物）の貸付について
担当課・係名	保育課 保育係
1 議案提出の理由	アートチャイルドケア瀬戸南山保育園の保育事業を引き続き民間事業者が実施するに当たり、その土地を無償で、及びその建物の貸付料を減額して貸し付けるに当たり、議会の議決を求めるため。
2 議案の概要	(1) 無償貸付をする財産（土地） ア 所在地 瀬戸市南山町 1 丁目 152 番 2 外 5 筆 イ 合計面積 1,984.98 平方メートル (2) 減額貸付をする財産（建物） ア 名称 アートチャイルドケア瀬戸南山保育園 イ 所在地 瀬戸市南山町 1 丁目 152 番地の 2 ウ 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建て エ 延べ床面積 999.6 平方メートル オ 貸付料 月額 180,000 円 (3) 貸付の相手方 東京都品川区東品川一丁目 3 番 10 号 アートチャイルドケア株式会社 (4) 貸付期間 土地・建物 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
3 議案提出に係る根拠法令	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号
4 議案提出に伴う影響、効果等	従来と同条件での貸付けを 5 年間延長することで、保育事業が継続される。

第 18 号議案	瀬戸市立学校設置条例の一部改正について
担当課・係名	教育政策課 企画係
1	条例改正の理由 少子化に伴い、学校の小規模化が進み、人間関係の固定化や教員数の減少により教育環境の変化や学校行事の制約等、学校運営に影響を及ぼす可能性が生じていることから、菱野団地において学校再編に取り組むに当たり、瀬戸市立学校を設置し、及び廃止することに伴い、条例中所要の事項を改正するため。
2	条例改正の概要 (1) 主な内容 ア みつば小学校を新たに規定する。 イ 原山小学校、萩山小学校及び八幡小学校の規定を削除する。 (2) 施行期日等 令和 8 年 4 月 1 日
3	条例改正に係る根拠法令 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項
4	条例改正に伴う影響、効果等 近隣の小学校を統合することにより、第 6 次瀬戸市総合計画の都市像 2「安心して子育てができ、子どもが健やかに育つまち」に関する政策「瀬戸で学び、瀬戸で育ててよかったと思える教育の実現」と、第 2 次瀬戸市教育アクションプランに掲げる「適正で魅力ある教育環境の充実」の推進を図ることができる。

第 19 号議案	瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について
担当課・係名	都市計画課 建築指導係
1 条例改正の理由 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行により建築基準法が改正され、限定特定行政庁の業務範囲が見直された。 また、温室効果ガス削減を始め地球温暖化対策等の削減目標を強化するため、空調設備や断熱等、国の省エネ基準への適合を原則全ての新築住宅・非住宅へ義務づけることとなった。 さらに、静岡県熱海市で大雨により盛土が崩壊し、大規模な土石流災害が発生したこと等を踏まえ、宅地造成等規制法が宅地造成及び特定盛土等規制法に改正されたこと等に伴い、条例中所要の事項を改正するため。	
2 条例改正の概要 (1) 主な内容 建築確認申請等に係る手数料について次のとおり改正する。 ア 限定特定行政庁の業務範囲の見直しについて 限定特定行政庁の事務に工事中の建築物の仮使用認定及び建築設備に関することを追加したことによりその申請に係る手数料を規定する。 ※限定特定行政庁：建築主事を置く市町村で、小規模な建築物に限り建築確認申請等を行う機関（瀬戸市も該当） イ 省エネ基準への適合について 省エネ基準の適合性判定手数料に新たに当該基準の適合を義務付けされた新築住宅及び小規模の非住宅の手数を規定する。 ウ 宅地造成等規制法の改正について (7) 宅地造成に関する工事の許可申請等に特定盛土等を加え、中間検査の手数を規定する。 (4) 土石の堆積工事の許可申請等の手数料を規定する。 (2) 施行期日等 その他所要の事項を改正し、施行期日を令和 7 年 4 月 1 日及び令和 7 年 5 月 9 日とし、所要の経過措置を設ける。	

3 条例改正に係る根拠法令

- (1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号）
- (2) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）
- (3) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）

4 条例改正に伴う影響、効果等

限定特定行政庁における事務において、適正な手数料を徴収することができる。また、特定盛土等の工事を審査することにより、当該盛土等に伴う災害を防止し、市民の生命及び財産の保護を図ることができる。

第 2 0 号議案	瀬戸市建築基準法施行条例の一部改正について
担当課・係名	都市計画課 建築指導係
1 条例改正の理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、建築基準法が一部改正された。 国、都道府県又は建築主事を置く市町村が建築等をしようとする建築物について、その計画が建築基準法関係規定に適合するかどうかの審査及び当該工事を完了した場合における検査等を建築主事のほか、指定確認検査機関が行うことを可能とする規定を追加することにより、条例で引用する計画の通知への準用規定にずれが生じること等に伴い、条例中所要の事項を改正するため。	
2 条例改正の概要 (1) 主な内容 建築基準法の改正により、指定確認検査機関が国等から建築物の計画の通知を受け審査し、確認済証を交付することができるようになったため、これに基づき条例中、計画の通知への準用規定をその改正に合わせ、さらに規定を追加するもの ※指定確認検査機関：県、市等が行ってきた建築確認及び検査業務について、民間でも行うことができるようにしたもの。必要な審査能力を備える公正な民間機関であり、知事又は国土交通大臣が指定を行う。 (2) 施行期日等 公布の日	
3 条例改正に係る根拠法令 (1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 5 3 号） (2) 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）	
4 条例改正に伴う影響、効果等 業務内容に影響はないが、法律の改正に沿った業務を行うことができる。	

第 2 1 号議案	瀬戸市広場公園条例の制定について
担当課・係名	建設課 公園緑地係
1	条例制定の理由 児童遊園やちびっこ広場など市民の身近にある公園は、これまで主として児童に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置及びその管理を行ってきた。 一方で、少子高齢化や施設老朽化の進行、市民ニーズの多様ななどの課題に対応するため、瀬戸市緑の基本計画では、利用しやすい、利用したくなる公園となるように地域ニーズなどに応じた公園の再編を進めることとしている。このことを踏まえ、子どもから高齢者まで多世代が安全に利用できる公園づくりをするに当たり、条例を制定するため。
2	条例制定の概要 (1) 主な内容 ア 陶本児童遊園（瀬戸市陶本町 6 丁目 1 0 番地）始め 1 8 0 の児童遊園、ちびっこ広場等の市民の身近にある公園の設置等に関し必要な事項を定めるもの イ 公の秩序又は善良な風俗を害すること等の行為をしてはならないとするもの (2) 施行期日等 その他所要の事項を規定し、施行期日を令和 7 年 4 月 1 日とする。
3	条例制定に係る根拠法令等 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2
4	条例制定に伴う影響、効果等 新たに条例を制定することで、時代に対応した公園の整備、運営を柔軟かつ的確に進め、地域住民が親しみやすく、多世代が利用できる環境の整備が可能となり、利用者の利便性向上につながる。

第 2 2 号 議 案	自動車損傷事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について
担 当 課 ・ 係 名	維持管理課 管理係
1 議案提出の理由	自動車損傷事故に係る損害賠償の額を決定し、及び和解するに当たり、議会の議決を求めるため。
2 議案の概要	(1) 事故の概要 令和 6 年 9 月 1 7 日 台六町地内において、相手方普通乗用自動車が市道を走行中、轍中央部の舗装に接触し、当該車両が損傷した物損事故 (2) 損傷の状況 フロントバンパー、エンジンアンダーカバー等の損傷 (3) 損害賠償の額 1, 2 1 1, 4 7 8 円 (4) 和解の要旨 ア 本市は、相手方に対し、本件に係る損害賠償として上記(3)の金額を、和解成立後 3 0 日以内に相手方の指定する方法で支払う。 イ 本市が上記アの義務を履行したときは、本件は、全て解決されたものとし、本市と相手方の間には、本件に関し、他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。
3 議案提出に係る根拠法令	地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号

2 予算関係

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 第 2 3 号議案 | 令和 6 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 1 0 号） |
| 第 2 4 号議案 | 令和 6 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号） |
| 第 2 5 号議案 | 令和 6 年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 第 2 6 号議案 | 令和 6 年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 第 2 7 号議案 | 令和 6 年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 第 2 8 号議案 | 令和 6 年度瀬戸市水道事業会計補正予算（第 4 号） |
| 第 2 9 号議案 | 令和 6 年度瀬戸市下水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 第 3 0 号議案 | 令和 7 年度瀬戸市一般会計予算 |
| 第 3 1 号議案 | 令和 7 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計予算 |
| 第 3 2 号議案 | 令和 7 年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計予算 |
| 第 3 3 号議案 | 令和 7 年度瀬戸市介護保険事業特別会計予算 |
| 第 3 4 号議案 | 令和 7 年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第 3 5 号議案 | 令和 7 年度瀬戸市水道事業会計予算 |
| 第 3 6 号議案 | 令和 7 年度瀬戸市下水道事業会計予算 |

3 報告関係

報告第1号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から市長の専決処分事項として指定を受けた損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について、同条第2項の規定により議会に報告するもの

	専決年月日	事故の概要	損害賠償の額及び和解の内容
1	令和6年 11月11日	令和6年9月4日穴田町地内において、交差点で信号待ちのこども未来課の軽貨物自動車に相手方軽乗用自動車が増突し、当該軽貨物自動車が損傷した物損事故	相手方は、瀬戸市に対し、金229,955円を支払う。 (相手方過失割合100%)
2	令和6年 11月19日	令和6年9月18日南ヶ丘町地内において、相手方軽貨物自動車が市道を走行中、舗装のくぼみに落ち、当該車両のタイヤが損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金2,079円を支払う。 (瀬戸市過失割合20%)
3	令和6年 12月11日	令和6年10月20日東山町1丁目地内において、相手方が市道を歩行中、浮き上がっていた側溝の蓋につまずき転倒し、相手方が負傷した人身事故	瀬戸市は、相手方に対し、金15,800円を支払う。 (瀬戸市過失割合50%)
4	令和6年 12月13日	令和6年11月7日西本地町2丁目地内において、相手方普通乗用自動車が市道を走行中、市道のくぼみに落ち、当該車両の前方バンパー等が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金64,697円を支払う。 (瀬戸市過失割合50%)

報告第2号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から市長の専決処分事項として指定を受けた工事請負契約の変更の専決処分について、同条第2項の規定により議会に報告するもの

	専決年月日	工事名	契約金額	
			変更前	変更後
1	令和7年 1月23日	し尿処理施設基幹的設備改良工事	1,969,000,000円	1,975,204,000円

令和6年度 3月補正予算（案）概要

1 予算概要

（単位：千円）

	当 初 A	3月補正（追加）から 1月補正まで B	3月補正 C	C の 財 源 内 訳				補正後予算額 A+B+C	対前年同期比
				国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源		
一 般 会 計	45,760,000	4,611,395	1,373,333	1,006,003	▲ 256,300	① ▲ 511,582	② 1,135,212	51,744,728	110.9%
特 別 会 計	25,168,000	673,172	451,357	141,291		234,456	75,610	26,292,529	103.2%
国民健康保険事業	11,445,000	39,131	13,724			8,720	5,004	11,497,855	99.0%
春雨墓苑事業	22,000	2,201	2,000				2,000	26,201	75.2%
介護保険事業	11,066,000	631,128	339,159	141,291		129,262	68,606	12,036,287	104.6%
後期高齢者医療	2,635,000	712	96,474			96,474		2,732,186	117.1%
企 業 会 計	9,394,814	58,973	▲ 167,295		▲ 128,700	▲ 4,825	▲ 33,770	9,286,492	107.0%
水道事業	3,781,606	51,162						3,832,768	108.4%
下水道事業	5,613,208	7,811	▲ 167,295		▲ 128,700	▲ 4,825	▲ 33,770	5,453,724	106.1%
合 計	80,322,814	5,343,540	1,657,395	1,147,294	▲ 385,000	▲ 281,951	1,177,052	87,323,749	108.1%

①「その他」の説明		②「一般財源」の説明	
・使用料及び手数料	▲2,954	・市税	581,200
・財産収入	17,145	・地方譲与税等	412,812
・寄附金	13,086	・地方交付税	294,552
・繰入金	▲557,280	・財産収入	▲58,018
・諸収入	18,421	・繰入金	▲1,152,929
		・繰越金	980,066
		・諸収入	72,527
		・市債（臨時財政対策債）	5,002

2 一般会計

(1) 主な内容

（単位：千円）

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
総 務 費	財政調整基金積立金	2,295,986			3,531	2,292,455	令和5年度決算剰余金の一部、基金運用利息等を積み立てるもの。 （令和6年度末の基金残高見込：5,283,448千円）
	公共施設等整備基金積立金	55,069			5,269	49,800	公共施設の更新等に備え、遊休地の売却収入等を積み立てるもの。 （令和6年度末の基金残高見込：4,627,719千円）

上記のほか、執行状況等による補正

- (2) 繰越明許費の変更及び追加
河川維持事業 外
- (3) 地方債の変更及び追加
市営住宅環境整備 外

3 特別会計

- (1) 国民健康保険事業特別会計
執行状況による補正を行うもの。
- (2) 春雨墓苑事業特別会計
執行状況による補正を行うもの。
- (3) 介護保険事業特別会計
執行状況による補正を行うもの。
- (4) 後期高齢者医療特別会計
執行状況による補正を行うもの。

4 企業会計

- (1) 水道事業会計
債務負担行為のうち、瀬戸新居線外老朽管布設替工事について廃止を行うもの。
- (2) 下水道事業会計
執行状況及び企業債の変更による補正を行うもの。